

滋賀県立陶芸の森のあり方に関する懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県立陶芸の森(以下「陶芸の森」という。)の今後のあり方に関して検討するにあたり、専門家や地元関係者等の幅広い意見を反映させていくため、滋賀県立陶芸の森のあり方に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 陶器産業の振興および陶芸文化の向上の拠点としての陶芸の森の今後のあり方(次期指定管理者の選定の基準に関するを含む。)に関する意見および助言
- (2) 陶芸の森の公園としての魅力向上に関する意見および助言
- (3) その他必要と認められる事項に関する意見および助言

(組織)

第3条 懇話会は、6名以内の委員で組織する。

- 2 懇話会に座長をおき、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、懇話会の議長として会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめその指名する委員が座長を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、商工観光労働部長が招集する。

- 2 商工観光労働部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第5条 懇話会の運営に必要な事務は、商工観光労働部イノベーション推進課において処理する。

付 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。